

### 清掃工場の開場時間変更

清掃工場では、土曜日のごみの持ち込みを4月1日(土)から廃止します。今後は、開場時間が平日の9:00～16:00(12:00～13:00は除く)となりますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

#### ◇問い合わせ先

環境課 (☎ 82-1143)  
清掃工場 (☎ 76-0580)

### 労働保険料の申告・納付は5月22日まで

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は、年度当初に見込額で申告・納付し、翌年度当初に確定申告のうえ精算します。事業主のみなさんは、平成17年度分の確定保険料の申告と平成18年度分の概算保険料の申告・納付手続きを5月22日までにを行う必要がありますので、早めの手続きをお願いします。(平成18年度は労災保険料率の見直しが行われます。)

申告書の記入相談・受理等を行う受付相談会を次の日程で開催します。会場では、申告書の提出と併せて保険料の納付もできますのでご利用ください。

#### ■申告書受付相談会

◇とき 4月25日(火)・5月18日(木)  
10:00～15:00

◇ところ 市民館第一講義室

#### ◇問い合わせ・提出先

〒753-8510 山口市中河原町 6-16  
山口地方合同庁舎 2号館  
山口労働局労働保険徴収室  
(☎ 083-995-0366)

### 「公益通報者保護法」が4月1日から施行

近年、事業所内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになりました。このため、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇、降格、減給等の不利益な取り扱いから保護し、事業者の法令遵守経営を強化するためにこの法律が成立し、どのような内容の通報をどこへ行えば、解雇等の不利益な取り扱いから保護されるかが、法の制定により明確になりました。

#### 労働者が通報するに際して

- ◎対象となる法律に規定される犯罪行為、その他の罰則が規定されている法令違反行為が生じ、またはまさに生じようとしている場合が保護の要件
- ◎通報先には、事業所内部窓口・行政機関・事業所外部があり、それぞれに保護要件が設定
- ◎他人の正当な利益(名誉、信用、プライバシーなど)を侵害しないように配慮

#### 事業所に求められること

- ◎通報・相談窓口の設置
- ◎通報者への処理情報の通知
- ◎解雇等の不利益取扱いの禁止

※法律の条文、通報の対象となる法律、Q & A(よくある質問とその回答)など、詳しくは内閣府のホームページ(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>)をご参照ください。

#### 【問い合わせ先】

商工労働課 (☎ 82-1150)

### 「貸します詐欺」にご注意!



最近、大手金融機関などを装って、偽物ダイレクトメール(DM)や携帯メール等を送りつけ、保証金や保険金名目でお金をだま騙し取る新手の詐欺行為「貸します詐欺」が急増しています。

#### 【騙されないための心構え三か条】

ポイント

- ① 取引関係のないところから突然送られてくる「お金を貸します」というDMや携帯メール等に注意

ポイント

- ② 融資をする前に、様々な口実でお金を振り込まそうとする手口に注意

ポイント

- ③ 『貸します詐欺』かもしれないと感じたら、送金の前に問い合わせを  
◆「貸します詐欺」被害ホットライン  
(☎ 03-5320-4775 東京都貸金業対策課)  
平日 9:00～12:00, 13:00～16:30  
※夜間・休日は留守番電話の受付ダイヤルになります。

広告